

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事監査要綱

平成27年4月1日

監事策定・理事長協議

(監査の目的)

第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の監事の監査は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項に基づき、機構の業務を監査することにより、機構の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な機構の統治体制の確立に資することを目的とする。

(監事の基本的心得)

第2条 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

- 2 監事は、監査の品質の向上を図るため、監事向けの研修へ参加する等、常に自己研鑽に努めるものとする。
- 3 監事は、適正な監査視点の形成のため、業務運営全般の見地から運営上の課題についての認識を深め、業務運営状況の推移と機構を巡る環境の変化を把握するよう努めるものとする。
- 4 監事は、平素より機構の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるものとする。
- 5 監事は、監査機関たる地位にあるものとしての正当な注意をもって、監査を行うものとする。
- 6 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うものとする。
- 7 監事は、職務上知り得た秘密の保持に十分に注意するとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。
- 8 監事は、退任する際は、監査業務の継続性を図るため、担当した業務に関する情報を書面又は適宜の方法により、後任の監事に引継を行うものとする。

(監事間の情報の共有)

第3条 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

(監査費用)

第4条 監事は、あらかじめ機構の理事長（以下「理事長」という。）に申し出て、監事の職務遂行に必要な費用の確保を求めるものとする。

- 2 監事は、費用の支出に当たって、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(理事長との定期的会合)

第5条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、機構が対処すべき課題、機構を取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の確保、監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(監査の実効性を確保するための体制)

第6条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査業務を円滑に遂行するため、監査の実効性を確保するための体制を以下のとおり整備するよう理事長に対して求めるものとする。

- (1) 役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (2) 補助職員に関する事項
- (3) 補助職員の役員（監事を除く。）からの独立性に関する以下の事項
 - イ 補助職員の権限
 - ロ 補助職員の属する組織
 - ハ 補助職員に対する監事の指揮命令権
 - ニ 監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与権
- (4) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

(業務監査の内容)

第7条 監事は、以下の手続を実施することにより、機構の業務を監査するものとする。

- (1) 中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の監査
- (2) 理事長の意思決定の状況の監査
- (3) 理事長による内部統制システムの構築・運用状況の監査

(中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の監査)

第8条 監事は、機構が中期目標及び中期計画等に基づき実施する業務全般について、以下の観点から監査するものとする。

- (1) 中期目標及び中期計画等の達成状況
- (2) 業務運営の適正かつ効率的な実施
- (3) 財務内容の改善状況
- (4) 上記が未達成等の場合における原因の究明状況

(理事長の意思決定の監査)

第9条 監事は、理事長の意思決定の状況を監査する際、忠実義務等の履行状況について、以下の点に留意する。

- (1) 意思決定の内容が法令等に違反していないこと
 - (2) 意思決定の内容が理事長として明らかに不合理ではないこと
- 2 監事は、理事会その他重要な会議へ出席することや、機構が通則法第19条第6項その他規程等に基づき厚生労働大臣に文書を提出しようとするときに当該文書を調査すること等

により、理事長の意思決定の過程を監視し検証するものとする。

なお、会議への出席や文書の調査を実施した場合は、適宜の方法により証跡を残すものとする。

(内部統制システムに係る監査)

第10条 監事は、機構が業務方法書に記載した内部統制システムの構築・運用の状況について、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）を参考に、次の観点から監査するものとする。

- (1) 理事長がリーダーシップを発揮できる体制
 - (2) リスクマネジメント体制
 - (3) 機構の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制
 - (4) 内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (5) 機構全体におけるモニタリング体制
 - (6) ICTへの対応
- 2 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事長に対し定期的に求めるほか、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監査するものとする。
- 3 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について随時理事長に報告するとともに、必要があると認めるときは、内部統制システムの改善を助言するものとする。
- 4 監事は、内部統制システムの内容が相当でないとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において役員（監事を除く。）の忠実義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載するものとする。

(会計監査)

第11条 監事は、事業年度を通じて機構の業務を監査することにより、厚生労働大臣に提出する財務諸表が、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかどうかについて検証するものとする。

- 2 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検討するものとする。
- 3 監事は、会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事項について会計監査人に説明を求めることができるものとする。
- 4 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。
- 5 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、確認を行うものとする。

- (1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程等の遵守に関する事項
- (2) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- (3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(監査の種類)

第12条 監査は、監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。

2 監査は、書面による方法及び実地による方法により行うものとする。

(監査計画)

第13条 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。

2 監事は、監査計画の作成に際し、以下の点に留意するものとする。

- (1) 業務運営に関する内部統制システムの構築及び運用の状況
- (2) 機構が置かれた環境
- (3) 会計監査人及び内部監査部門等の監査計画との調整
- (4) 監査業務の分担
- (5) 中長期的な視点が必要となる事項の状況

3 監事は、監査計画を理事長に通知するものとする。

4 監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとし、修正した場合は、修正後の監査計画を理事長に通知するものとする。

(監査の実施に関する権限)

第14条 監事は、業務運営状況を把握するため、理事会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができるものとする。

2 監事は、監査上必要な業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事は必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

3 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

4 監事は、通則法第19条第5項に基づき、いつでも役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

5 監事は、必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

(理事長等への報告義務)

第15条 監事は、通則法第19条の2に基づき、役職員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なくその旨を理事長に報告するとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 監事は、役職員から他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

(他の監査機関等との連携)

第16条 監事は、内部監査室及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2 監事は、内部監査室からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるほか、必要に応じ、特定の調査を理事長を通じて内部監査室に依頼することができるものとする。また、監事は、内部監査室の監査結果を内部統制システムに係る監査に実効的に活用するものとする。

3 監事は、機構の役員（監事を除く。）のほか、内部統制機能を所管する部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(会計監査人との連携)

第17条 監事は、会計監査人から役員（監事を除く。）の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

3 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するものとする。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第18条 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや厚生労働大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

2 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものと

する。

(監査調書の作成)

第19条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録し、監査調書を作成した年度の翌年度の初日から10年間保存するものとする。

(監査報告の作成・提出)

第20条 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 監査報告には、厚生労働省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合には、その具体的な内容を記載するものとする。

3 監事は、監査報告を作成した年度の翌年度の初日から10年間保存するものとする。

(監査報告の公表及び周知)

第21条 監査報告は、原則として公表するものとし、公表は、本部及び組織規程(平成15年規程第1号)第5条に規定する施設に備えて一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(意見の提出及びその後の確認)

第22条 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長又は厚生労働大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。

(閣議決定の対応)

第23条 監事は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において監事が行うこととされた事項について適切に対応するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(監査要綱の廃止)

第2条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事監査要綱(平成15年10月1日理事長・監事協議決定)は、廃止する。